

東久留米市防災防犯課公式X運用方針

平成29年6月10日

Xを通じた情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱を生まないよう、東久留米市防災防犯課（以下、「防災防犯課」という。）が運営する公式アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。なお、運用にあたっては、経済産業省、内閣官房、総務省共同発表の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」に基づきます。

1. 目的

この運用方針は、公式Xアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

防災防犯課では、防災・防犯および国民保護に係る情報のほか、これらに係る緊急時の迅速な情報提供に活用するため、市防災防犯課公式Xアカウントを取得し、情報発信を行います。

3. 公式Xアカウント

アカウント名 東久留米市防災防犯課

ユーザー名 @higashikurume_b

アカウント URL https://x.com/higashikurume_b

4. アカウント運営者・投稿者

運営者 東久留米市防災防犯課

投稿者 防災防犯課職員

5. 運用方法

(1) 発信方法

情報の発信には、原則として防災防犯課長の決裁を必要とします。ただし、Xの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に防災防犯課長の確認を得ている場合には、防災防犯課長が認める者が情報の発信をできるものとします。

(2) 発信内容

- ア 災害時の避難勧告等の緊急情報
- イ 災害時の生活に関する情報
- ウ 防災行政無線の放送内容
- エ 防災啓発に関する情報
- オ 防犯に関する情報
- カ 国民保護に関する情報
- キ その他防災防犯課長が必要と認める情報

(3) 発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(4) 発信するうえでの留意点

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をはじめとする関係法令及び市職員のサービスや情報の取り扱いに関する規定などを厳守します。

イ 市民などに誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。

ウ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式 X アカウントでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローやリプライは原則として行わないものとします。ただし、行政機関及び公共的機関等の発信する関連情報については、市民の利便に供する情報と判断した場合は必要に応じてリポスト等を行うこともあります。利用者からのコメント、フォロー等への対応は、原則として行いません。

(6) 成りすましへの対応

防災防犯課は、市防災防犯課の公式 X アカウントを市ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明します。また、成りすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

6. 発信手順

防災防犯課は、ポストする文章を作成し、防災防犯課長の確認を得て@higashikurume_b でポストします。ただし、事前に防災防犯課長の確認を得ている場合には、防災防犯課長が認める者が @higashikurume_b でポストできるものとします。また、ポスト後、防災防犯課は事務用のパソコン等でポスト内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時に対応を行います。

7. 免責事項

(1) 市は、公式 X の掲載情報を用いて行う一切の行為について一切の責任を負いません。

(2) 市は、この運用方針を予告なく変更する場合があります。

8. その他

本運用方針に定めのない事項については防災防犯課長が別に定める。

附 則

この方針は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。